

<子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像>

子ども・子育て支援給付		(F)
子どものための教育・保育給付	① (A) 給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、(B) 型) ・ 幼稚園 ・ 保育所 （これらの施設を「特定教育・保育施設」という。）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業等 全13事業
	② (C) 給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育 ・ 小規模保育 ・ 居宅訪問型保育 ・ (D) （これらの保育を「特定地域型保育」という。）	
	② (E) (子どものための現金給付)	
③ 子育てのための施設等利用給付		

9	<p>(A) 号認定・(B) 号認定を申請する場合（保育所等での保育を希望する場合）は、「保育の必要な事由」（家庭において必要な保育を受けることを困難にするものとして(C) 令で定める事由）に該当することが必要である（保育の必要性）。「保育の必要な事由」は、小学校就学前子どもの(D) のいずれもが次のいずれかに該当することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労なども含む） ② 妊娠、出産 ③ 疾病、障害 ④ 同居または長期間入院等している親族の(E) ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧ (F) やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として(G) が認める場合 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

第2章 保育所保育指針における保育の基本

《第1節 保育所保育に関する基本原則等》

1	<p>2017（平成29）年の「保育所保育指針」の改定（2018（平成30）年4月1日施行）では、「改定の方向性」として、以下の5点が示された。</p> <p>① 乳児・1歳以上（ A ）歳未満児の保育に関する記載の充実</p> <p>② 保育所保育における（ B ）の積極的な位置づけ</p> <p>③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた（ C ）の記載の見直し</p> <p>④ 保護者・家庭及び地域と（ D ）した子育て支援の必要性</p> <p>⑤ 職員の資質・（ E ）の向上</p>	□□□
2	<p>保育所保育指針 第1章1(1)（保育所の役割）</p> <p>(1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な（ A ）を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの（ B ）を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する（ C ）を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における（ D ）を通して、（ E ）及び（ F ）を一体的に行うことを特性としている。</p> <p>(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な（ G ）との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び（ H ）の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。</p> <p>(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、（ I ）に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する（ J ）を行うものであり、その職責を遂行するための（ B ）の向上に絶えず努めなければならない。</p>	□□□

4	保育所保育指針 第2章【抜粋】 1歳以上児の保育に関わるねらい及び内容における5領域		□□□
	健康	健康な（ A ）と体を育て、自ら健康で（ B ）な生活をつくり出す力を養う。	
	人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、（ C ）を育て、人と関わる力を養う。	
	環境	周囲の様々な環境に（ D ）や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	
	言葉	（ E ）したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする（ F ）や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	
	表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな（ G ）や表現する力を養い、（ H ）を豊かにする。	
5	保育所保育指針 第2章1(3)（乳児保育の実施に関わる配慮事項） ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の（ A ）に伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく（ B ）的な対応を行うこと。 イ 一人一人の子どもの（ C ）の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が（ D ）的に関わるように努めること。 ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や（ E ）との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その（ F ）を生かした対応を図ること。 エ 保護者との（ G ）を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。 オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの（ C ）や（ H ）に留意し、職員間で協力して対応すること。		□□□

<p>12</p>	<p>2020（令和2）年5月29日に、「（ A ）法」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱 ～ 新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ ～ 」が閣議決定された。</p> <p>同大綱では、「少子化対策における基本的な目標」として、「希望出生率（ B ）」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの（ C ）を尊重しつつ、主体的な（ D ）により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する（ E ）の子供を持てる社会をつくることをあげている。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>13</p>	<p>新しい「少子化社会対策大綱」では、「基本的な考え方」として、</p> <p>① 結婚・子育て世代が将来にわたる（ A ）を描ける環境をつくる</p> <p>② （ B ）する子育て家庭の様々なニーズに応える</p> <p>③ （ C ）に応じたきめ細かな取り組みを進める</p> <p>④ 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに（ D ）社会をつくる</p> <p>⑤ （ E ）の成果など新たなリソースを積極的に活用することをあげている。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>14</p>	<p>貧困の状況にある子どもが健やかなの健やかな育成、（ A ）の保障等を図るため、2013（平成25）年6月に、「（ B ）」が制定され、2014（平成26）年1月に施行された。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>15</p>	<p>2013（平成25）年4月に、政府は「（ A ）加速化プラン」を公表し、（ A ）に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援し、2017（平成29）年度末までの（ A ）をめざすこととした。</p>	<p>□ □ □</p>